

平塚市障がい者 優先調達推進方針

令和6年9月

平塚市

《目次》

はじめに	1
------	---

第1章 平塚市物品等調達基本指針

1 基本指針	2
2 関係機関との連携	2
3 基本指針の見直しについて	2

第2章 調達方針

1 基本的な考え方	4
2 当該年度における調達目標	4
3 次年度以降に向けた取組	5
4 調達方針及び調達実績の公表	5

第3章 その他の工賃等の向上に資すると考えられる取組

1 取組の考え方	6
2 具体的な取組	6

《関連資料》

平塚市が障害者就労施設等から調達している物品及び役務（平成26年度～令和5年度分）

はじめに

近年の障がい者支援は、これまでの保護的施策から、地域生活の支援へ着実にシフトしており、障がい者の地域生活を推進するためには、福祉サービスの充実に加え、地域の人々の障がい者理解を深めていくことや、さらには障がい当事者が生活に必要な収入を確保することが不可欠となります。

収入の確保については、基礎的な生活費の保障である障害年金の充実が求められるところではありますが、あわせて、障がい者の社会参加の観点からも、企業就業や福祉的就労機会の拡大、就労による収入（給与・工賃）向上の重要性が指摘されています。また、こうしたことを実現するためにも、障がい者雇用を支援するための体制を整備するとともに、障がい者が就労する事業所等の受注機会を拡大する取組も必要となります。

こうした背景を受け、平成25年4月1日から「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号。以下、「法」という。）が施行されました。

本方針は法第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障がい者等の自立の促進に資するため、本市が行う物品及び役務等（以下、「物品等」という。）の調達に際し、障害者就労施設等からの調達を推進するための方針を定めるものです。

なお、本方針において使用する用語は、特に定めのないものについては、法の例によるものとします。

第1章 平塚市物品等調達基本指針

1 基本指針

予算の適正執行、契約における経済性及び公正性及び競争性に留意しつつ、平塚市内の障害者就労施設等から物品等を調達し、障がい者の工賃等の向上を目指します。

さらに、障害者就労施設等からの物品等の調達を本市と関連の深い機関、団体等に対して働きかけることで、全市的に障がい者の就労収入向上を目指します。

2 関係機関との連携

基本指針を実現するため、次のことに取り組みます。

- (1) 物品等の調達方針について、障害者就労施設等をはじめ、庁内各課、教育機関、本市と関連の深い機関等との情報共有を図ります。
- (2) 障害者就労施設等への発注に際して配慮すべき事項に留意します。
- (3) 本市や教育機関、本市と関連の深い機関のニーズに対応した生産活動や、共同受発注のあり方などについて、障害者就労施設等へ適切な情報提供を行い、各就労施設等の自発的な検討を促します。
- (4) 国や神奈川県に対しては、本指針に基づく取組を検証した上で、必要に応じて障害者就労施設等の受注機会の増大に資するような人的、制度的、財政的支援を求めます。

3 基本指針の見直しについて

本市が発注する物品等の内容と障害者就労施設等が受注可能な物品等の内容を定期的に検証し、その結果に基づいて、調達方針は毎年度見直しを行います。その際、景気の変動や、障がい者を取り巻く環境の変化等にも留意するものとします。

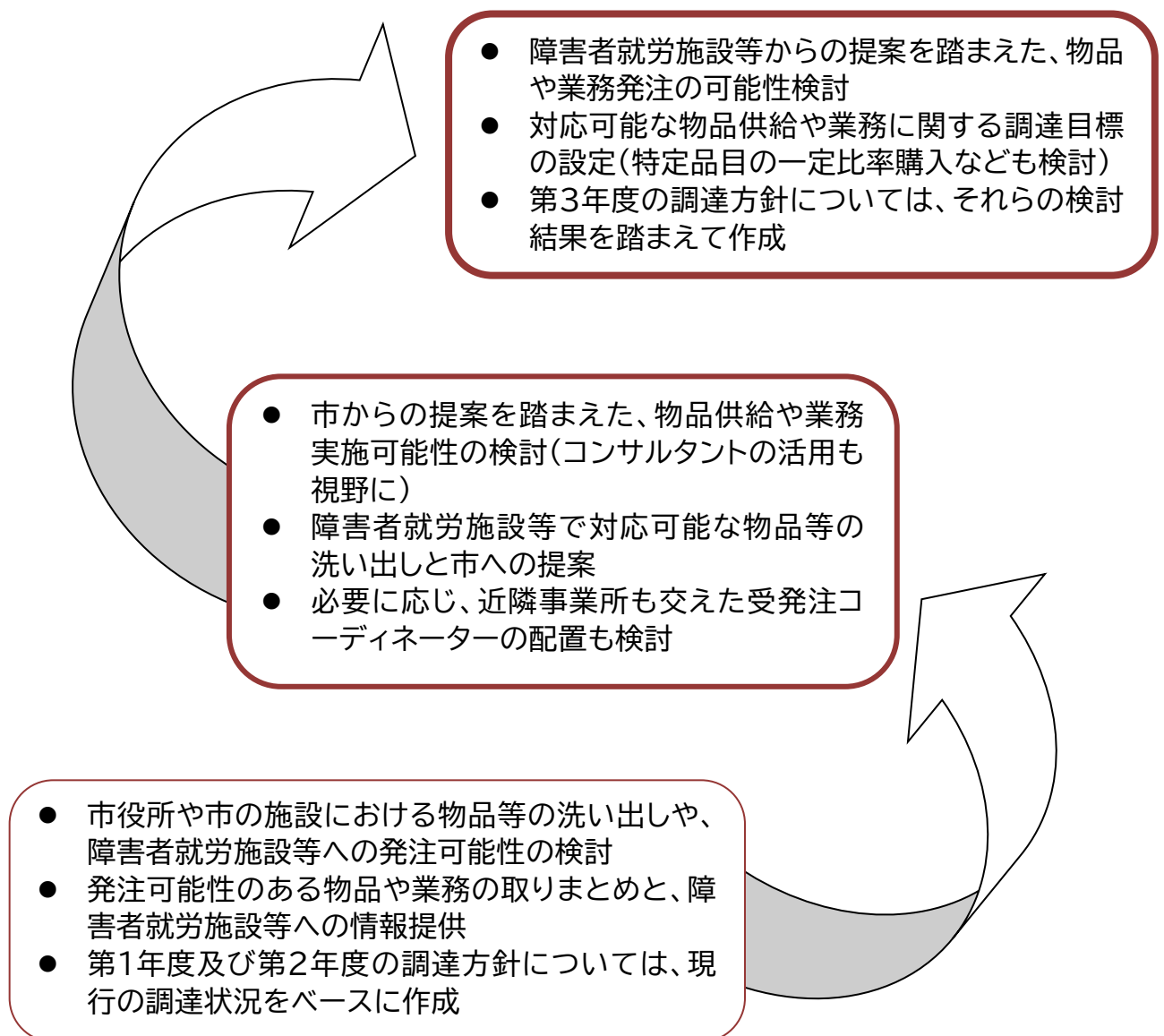
なお、調達する物品等の種類を拡充していくためには、本市だけではなく、障害者就労施設等や関係機関との協議を行う場を設けることが重要となります。

そこで、本市の調達方針は、PDCAサイクルで見直しを行うとともに、次ページで示すスパイラルアップサイクルを運用していくことにより、物品等の調達の段階的な拡大を目指します。

スパイラルアップサイクルにおいては、3年サイクルで必要な検討を行い、安定的な調達体制を構築することを目指します。

実施に当たっては、本市及び障害者就労施設等、両者の協働を基本とし、それぞれの能動的な活動を妨げないものとします。なお、新たに調達を希望する（若しくは供給可能な）物品等が提案された場合には、その都度検討します。

【スパイラルアップのイメージ図】



※このサイクルに加え、各年度単位においても、事業所からの意見集約及び庁内において新たに調達を希望する物品等の洗い出しを行い、必要に応じて両者のマッチングの場を設け、よりスムーズな拡大が果たせるよう努めます。

スパイラルアップとは…行政と障害者就労施設が協働して優先調達の推進に取り組み、両者の意見を集約しながら段階的に事業の成熟を図っていくことを指します。

第2章 調達方針

1 基本的な考え方

障害者就労施設等において供給可能な物品等の特性を考慮しつつ、物品等の調達に努めます。その際には、民間企業等の受注環境を過度に圧迫しないよう留意します。また、物品等の調達に当たっては、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び平塚市契約規則で定める随意契約が適用されます。

(1) 調達の対象となる障害者就労施設等

- ・就労移行支援事業所
- ・就労継続支援事業所（A型・B型）
- ・生活介護事業所
- ・障害者支援施設
（※入所施設として、就労移行支援・就労継続支援・生活介護を行うものに限る）
- ・特例子会社
- ・重度障害者多数雇用事業所
- ・地域活動支援センター
- ・在宅就業障害者
- ・在宅就業支援団体

(2) 調達の対象品目例

物品	
食品	各種パン、焼菓子、弁当、ジャム、ジュース 等
農産物	野菜 等
日用品	マスク、買い物袋、石鹸、アクリルたわし、ティッシュカバー 等
衣料品	マフラー、 Poloシャツ、エプロン、布ぞうり 等
記念品・小物	キーホルダー、ポストカード、革製品、七夕かざり、ふきん、インテリア雑貨 等
その他	各種自主製品
役務	
清掃作業	建物清掃、公園清掃、除草作業 等
軽作業	チラシ封筒入れ、箱折り 等
印刷製本	名刺、点字入り名刺、ポスター、チラシ、メッセージカード 等
その他	メール便、クリーニング（白衣、エプロン、シーツ、毛布等）、シュレッダー作業、仕分け作業、刺繍 等

2 当該年度における調達目標

当該年度における障害者就労施設等から調達する物品等の目標額は次のとおりとします。

目標額:前年度の実績額以上

3 次年度以降に向けた取組

3 ページで示した「スパイラルアップ」を実現するため、市の事業や催し物に関連した物品の製作など、市と障害者就労施設等が協力・連携し、物品・役務の発注拡大に努めます。具体的には、以下の方法で実施します。

- (1) これまでの調達実績（役務も含む）等を写真等で庁内掲示板に掲出することで、調達実績の見える化を進めるとともに、デジタルサイネージの継続的な利活用など情報発信の工夫を講じることで利用促進を図ります。
- (2) ひらつか障がい者福祉ショップ運営協議会の共同受注窓口の機能を活用して、発注課の利便性を図るとともに、共同受注による多量発注等を推進します。
- (3) ひらつか障がい者福祉ショップの持続可能な運営や拡充の検討等に関して同運営協議会や関係各所と協議や研究を進め、継続・発展的な運営の基盤整備を行います。

また、障害者就労施設等に対して、需要に対応した生産活動や共同受発注のあり方などについて、自発的な検討を促します。

4 調達方針及び調達実績の公表

調達方針を作成及び改訂したときは、速やかにこれを公表します。

調達実績は、当該年度終了後、遅滞なく公表します。

第3章 その他の工賃等の向上に資すると考えられる取組

1 取組の考え方

法は、一義的に行政機関からの物品等の調達に際し、優先発注することを求めています。その趣旨は「障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的とする」（法第1条）というものであり、広く障がい者の就労収入の向上を図ることが求められていると考えられます。

そこで、本市の調達方針では、「平塚市障がい福祉事業所製品展示即売会」や市内で開催される各種行事での製品展示即売会の実施など、調達方針の直接の成果にはなりませんが、間接的に工賃等の向上に資すると考えられる障害者就労施設等による積極的な取組についても支援します。

2 具体的な取組

(1) 庁内における障がい者福祉ショップへの支援

障がい者が生き生きと働く福祉ショップを通じて、障がい者の自立と就労支援及び社会参加の促進に積極的に取り組んでいることを広く情報発信します。また、庁内にインクルーシブな風土を醸成するため、職員と福祉ショップの交流促進も図ります。

(2) 定期的な大規模展示即売会の開催への支援

新型コロナウイルス感染症感染対策を十分に講じた上で、集客数を増やす大規模展示即売会の取組を継続的に支援し、障がい者の就労について啓発に努めます。

(3) 地域行事への積極的な参加の促進

各地域で開催される行事等への参加及び製品展示即売会やその他の活動を通じて、障がい者の工賃向上の促進を図ります。

(4) 障がい者が働く「ワークステーション」の推進

庁内や市内小中学校の簡易作業等を行う「ワークステーション」を庁内に設置することにより、障がい者の就労の機会の創出と安定を図り、併せて、一般就労へのステップアップを図ります。

(5) 社会福祉協議会、(公財)平塚市まちづくり財団等への働きかけ

社会福祉協議会をはじめとする、本市と関連の深い機関、団体等に対して調達方針に準じた取組の促進を図ります。

(6) 市と関連する実行委員会等への働きかけ

市と関連する実行委員会等が開催するイベント等における障害者就労施設等からの物品等の調達を推進します。